

鳥取県公報

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日在休日は、
たる翌日)

目 次

◇告 示 家畜伝染病予防法による結核病検査等の実施

国民健康保険医の登録があつたものとみなされるもの
国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理

があつたものとみなされるもの
結核予防法による指定医療機関の辞退

結核予防法による医療機関の指定

結核予防法による指定医療機関の辞退

解除予定の保安林にする旨の通知

保安林の指定の解除

農地法による土地配分計画の作成

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律による公聴会の開催

土地改良事業の認可

土地改良事業計画の認可

土地改良事業計画の認可

鳥取県告示第七百二号

家畜の伝染病の発生を予防するため、次の要領によつて、結核病検査、ブルセラ病検査、ひな白痢検査、ニューカッスル病予防注射、肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬を実施するから、家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第二百六十六号)第六条の規定に基づき、牛及び鶏の所有者に対して検査、注射又は投薬を受けることを命ずる。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石破二朗

一 実施の目的 結核病、ブルセラ病、ひな白痢、ニューカッスル病及び肝てつ症予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

一 結核病検査及びブルセラ病検査

搾乳の用に供し、又は供する目的で飼育している雌牛及びこれら
の牛と同一構内で飼育している牛。ただし、生後六月以内のもの及
び分べん前後一月以内のものを除く。

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県 (定価一部一箇月三百円(諸料を含む。))

(定価一部一箇月三百円(諸料を含む。))

十二月二十三日	十二月二十六日	赤穂町	鳥取県畜産試験場
十三日	十六日	八東町 若桜町	家畜市場
十一日	十四日	船岡町	郡家
九日	十二日	佐治村	佐治
七日	十日	智頭町	家畜市場
六日	九日	用瀬町	用瀬
四日	一月	七日	国英
一月	二十四日	二十七日	河原町
二月二十三日	二月二十六日	鹿野町	散岐
二月二十一日	二月二十七日	河原町	河原
十七日	十八日	鹿野町	勝谷
十六日	二十一日	氣高町	宝木
十九日	二十日	宮ノ下	宮ノ下
二十一日	二十二日	二十三日	二十四日

別表 結核病検査及びブルセラ病検査		実施期日		実施区域	実施場所
一 次	二 次	一日	二日		
十二月二十四日	十二月二十三日	十二月二十六日	十二月二十七日	米子市	夜見、富益検診場
一月四日	一月九日	一月七日	一月八日	巖、尚徳、五千石、旧市内の各検診場	大篠津、春日
六日	九日	九日	九日	彦名、崎津	彦名、崎津

境港市	渡、外江
岸本町	入郷
中山町	中尾、松河原、殿河内
羽田井、束積、樋口、下甲	十日
十三日	九日
十二日	八日
十一日	七日
十日	六日
九日	五日
八日	四日
七日	三日
六日	二日
五日	一日
岩美町	鹿野町
本庄	小田
米里	逢坂
鳥取市	氣高町
国府町	十三日
十六日	十一日
十七日	十日
十八日	九日
十九日	八日
二十日	七日
廿一日	六日
廿二日	五日
廿三日	四日
廿四日	三日
廿五日	二日
廿六日	一日
廿七日	鹿野町
千代水検診場	美保
庄田、高橋	美穂
鳥取市	十二月二十三日
千代水検診場	十二月二十四日
庄田、高橋	十二月二十五日
鳥取市	十二月二十六日

診療所の名称	所 在 地	申出の受理の年月日
越智内科医院	米子市加茂町一ノ九	昭和四十一年十二月十日
南家 医院	境港市渡町一一六二	八日
鳥取県告示第七百五号		
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。		
昭和四十一年十二月二十日		
鳥取県告示第七百六号		
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。		
昭和四十一年十二月二十日		
鳥取県知事 石 破 二 朗		
辞 退 年 月 日 指定医療機関の名称	所 在 地	開 設 者
昭和四十一年十二月一日 阿 曾 医 院	木 気 高 郡 気 高 町 大 字 宝 木 七 五 九 の 三	
昭和四十年 森 医 院	岩 美 郡 国 府 町 大 字 糸 谷 一 一 の 五	森 納
鳥取県告示第七百七号		
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則により、次とのおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則		
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次とのおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則		

指定年月日
昭和四十年
十一月二十四日 森 医 院 岩美郡国府町糸谷一一の五
指定年月日
昭和四十年
十一月二十四日 森 医 院 岩美郡国府町糸谷一一の五
鳥取県告示第七百七号
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退があつたので、結核予防法施行規則

辞 退 年 月 日 指定医療機関の名称	所 在 地	開 設 者
昭和四十一年十二月一日 阿 曾 医 院	木 気 高 郡 気 高 町 大 字 宝 木 七 五 九 の 三	
鳥取県知事 石 破 二 朗		
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。		
昭和四十一年十二月二十日		
鳥取県告示第七百六号		
結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、医療機関を次のとおり指定したから、結核予防法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十六号）第二十六条の規定により告示する。		
昭和四十一年十二月二十日		
鳥取県知事 石 破 二 朗		
辞 退 年 月 日 指定医療機関の名称	所 在 地	開 設 者
昭和四十一年十二月一日 阿 曾 医 院	木 気 高 郡 気 高 町 大 字 宝 木 七 五 九 の 三	
鳥取県知事 石 破 二 朗		
鳥取県告示第七百八号		
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。		
昭和四十一年十二月二十日		
鳥取県知事 石 破 二 朗		
一 解除予定に係る保安林の所在場所		
日野郡日野町板井原字大井呑西畠八三〇の一		
（次の図に示す部分に限る。）		
二 保安林として指定された目的		
水源のかん養		
三 解除の理由		
道路及びその附帯土捨場敷地とするため		
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）		
鳥取県告示第七百九号		
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。		
昭和四十一年十二月二十日		

指定年月日
昭和四十年
十一月二十四日 森 医 院 岩美郡国府町糸谷一一の五
指定年月日
昭和四十年
十一月二十四日 森 医 院 岩美郡国府町糸谷一一の五
鳥取県告示第七百九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

実 施 期 日	肝てつ検査及び肝てつ駆除のための投薬	実 施 区 域	実 施 場 所
十二月二十三日	河原町	用瀬町	河原町
二十四日	下阿毘緑、上阿毘緑	日南町	下阿毘緑、上阿毘緑
二十五日	中萩、滑	大原、大菅、戸波	中萩、滑
二十六日	多里、新屋、新山	洲河崎、武庫、池の内	多里、新屋、新山
二十七日			
二十八日			

登録の記号及び番号	氏 名	登 錄 の 年 月 日
鳥国医 一二三四	榎本 良介	昭和四十一年十一月三十日
鳥取県告示第七百四号		
国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。		
昭和四十一年十二月二十日		
鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗	鳥取県知事 石 破 二 朗
辞 退 年 月 日 指定医療機関の名称	所 在 地	
昭和四十一年十一月十三日 森 医 院	岩美郡国府町糸谷一一の二	
鳥取県告示第七百八号		
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。		
昭和四十一年十二月二十日		
鳥取県知事 石 破 二 朗		

登録の記号及び番号
氏 名 登 錄 の 年 月 日
鳥国医 一二三四 榎本 良介 昭和四十一年十一月三十日
鳥取県告示第七百四号
国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第三十七条第一項に規定する療養取扱機関として、同法同条第三項の規定により申出の受理があつたものとみなされるものについて、療養取扱機関の申出の受理並びに国民健康保険医及び国民健康保険薬剤師の登録に関する政令（昭和三十三年政令第三百六十三号）第一条第一項の規定により次のとおり告示する。
昭和四十一年十二月二十日
鳥取県知事 石 破 二 朗
辞 退 年 月 日 指定医療機関の名称
所 在 地
昭和四十一年十一月十三日 森 医 院 岩美郡国府町糸谷一一の二
鳥取県告示第七百八号
次の保安林を解除予定の保安林にする旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。
昭和四十一年十二月二十日
鳥取県知事 石 破 二 朗
（次の図に示す部分に限る。）
二 保安林として指定された目的
水源のかん養
三 解除の理由
道路及びその附帯土捨場敷地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供する。）
鳥取県告示第七百九号
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。
昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗
 一 解除に係る保安林の所在場所
 東伯郡羽合町大字長瀬字村後一〇九一の一、字二ノ浜測一一八六の一
 (以上二筆について次の図に示す部分に限る。)
 二 保安林として指定された目的
 飛砂の防備

三 解除の理由

道路敷地とするため

区分 (工区)	地区名	所在地	入植	増反	摘要	要			
土地 (大山外二 泉ヶ原)	西伯	伯仙	岡成	口	予定壳	渡口数	予定壳	渡口数	予定壳
佐治	八頭	佐治	津野	口	予定壳	渡口数	予定壳	渡口数	予定壳
津井村	鳥取	余戸		一	二五、四一五	増反者へ配分	八〇八一平方メートル	二五、〇八一	増反者へ配分
逢坂外四 上中山	西伯	中山	萩原	一〇	二〇八、〇〇二		八〇八一平方メートル	一〇	二九、九八三
				一〇	二〇八、〇〇二		八〇八一平方メートル	一〇	二九、九八三
				一三	二九、四七九		八〇八一平方メートル	一三	二九、四七九
合計									

(「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林部林務課及び羽合町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第七百十号

農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号)第六十二条第二項の規定に基づき、土地配分計画を作成したので、同法同条第三項の規定により次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取県告示第七百十一号		鳥取県知事 石 破 二 朗		昭和四十一年十二月二十日	
鳥獸保護及狩獵ニ関スル法律(大正七年法律第三十二号)第一条ノ四第	五項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催するので、鳥獸保護及狩獵の設定について	一 日時 昭和四十二年一月十二日午後一時			
ニ関スル法律施行規則(昭和二十五年農林省令第八号)第四十六条第一	二 場所 日野郡日野町根雨日野地方農林振興局会議室				
項の規定により告示する。	三 案件				

鳥取県告示第七百十四号

土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年八月三十日付けで日野郡溝口町大字大坂六〇番地米田一男ほか十八人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年八月三十日付けで日野郡溝口町大字大坂六〇番地米田一男ほか十八人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

一 縦覧に供する書類の名称
 二 土地改良事業計画書の写し
 三 縦覧に供する期間
 四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。
 係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

鳥取県告示第七百十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第八十七条第一項の規定に基づき、昭和四十一年八月十二日付けで東伯郡東伯町大字中尾一六六番地前田正二ほか十七人の者から申請のあつた県営で行なう土地改良事業に係る土地改良事業計画を定めたので、同法同条第四項の規定により、次のとおり告示する。

一 合併により定款を変更し存続する土地改良区 久米ヶ原土地改良区
 二 合併により解散する土地改良区 国府土地改良区

鳥取県告示第七百十三号

北条川土地改良区から申請のあつた新たに行なうとする土地改良(暗渠排水)事業は、土地改良法(昭和二十四年法律第一百九十五号)第四十八条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十二月十三日認可したので、同法同条第八項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

昭和四十一年十二月二十日から二十日間
三 縦覧に供する場所

東伯町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第七百十六号

昭和四十一年十月二十五日付けで鳥取市吉成五一〇番地美保農業協同組合組合長理事福島政雄から申請のあつた土地改良事業計画及び規約について、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第八条第一項の規定に基づき審査した結果、これを適当と認めたので、同法同条第五項の規定により、次のとおり告示する。

昭和四十一年十二月二十日
鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十一年十二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百十八号

岩美郡岩美町から申請のあつた町営土地改良（農道橋改良）事業は、土

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十一年十二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第七百十九号

東伯郡東伯町から申請のあつた町営土地改良（農道橋整備）事業は、土

地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十一年十二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県告示第七百二十号

米子市彦名町一、八三三番地内田広ほか八十三人の者から申請のあつた

数人が共同して行なう土地改良（かんがい排水）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十二月十三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十一年十二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県告示第七百二十一号

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県告示第七百二十二号

米子市彦名町一、八三三番地内田広ほか八十三人の者から申請のあつた

数人が共同して行なう土地改良（かんがい排水）事業については、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十五条第三項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、昭和四十一年十二月十三日認可したので、同法第九十五条第三項において準用する。

昭和四十一年十二月二十日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 縦覧に供する書類の名称

土地改良事業計画書及び規約の写し

二 縦覧に供する期間

昭和四十一年十二月二十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取県告示第七百二十三号

米子市彦名町一、三五七番地上坂啓治ほか八十三人の者から申請のあつた

八頭郡智頭町大字駒帰、福原、中原、西谷、尾見、大内、舞原、毛谷、西野、大呂、芦津、八河谷、上板井原、篠坂、智頭、南方、穂見、埴師、三吉、磨所、大屋、早瀬、横田、木原、三田、新見、中田、惣地、坂原、岩神、市ノ瀬

鳥取県告示第七百二十四号

八頭郡智頭町大字杉森、板井原、川中、宮原、樟原、安藤、古用ヶ瀬、

別表の鳥取県鳥取警察署の項中	〃丸山 〃	〃丸山町	〃丸山町、覚寺、円護寺、浜坂、田島の一部(通称松並町の一部)、西品治の一部(通称松並町の一部)
〃賀露町 〃	〃賀露町	〃賀露町	〃賀露町
〃秋里 〃	〃秋里	〃江津、安長、南限、秋里、徳吉、晚稻	〃秋里
〃湖山町 〃	〃湖山町	〃湖山町	〃湖山町
〃伏野 〃	〃伏野	〃伏野、御熊、小沢見、白兔、三津、内海中	〃伏野
〃布勢 〃	〃布勢	〃高住、岩吉、桂見、三山口、足山、里仁、良田、	〃高住、徳尾
〃吉岡温泉町 〃	〃吉岡温泉町	〃吉岡温泉町、洞谷、長柄、矢矯、妙徳寺、瀬田	〃吉岡温泉町、洞谷、長柄、矢矯、妙徳寺、瀬田
〃野坂 〃	〃野坂	〃島、宮谷、大柄、野坂、下段、大塚	〃島、宮谷、大柄、野坂、下段、大塚
〃松上 〃	〃松上	〃上原、尾崎、槇原、松上、上段、細見、河内	〃上原、尾崎、槇原、松上、上段、細見、河内
〃古海 〃	〃古海	〃古海、首蒲、北村、本高、中村、西今在家、有富、篠坂、高路	〃古海、首蒲、北村、本高、中村、西今在家、有富、篠坂、高路
〃丸山 〃	〃丸山町	〃丸山町、覚寺、円護寺、浜坂、田島の一部(通称松並町の一部)、江津、秋里	〃丸山町、覚寺、円護寺、浜坂、田島の一部(通称松並町の一部)、江津、秋里
〃賀露町 〃	〃賀露町	〃賀露町、南限、晚稻	〃賀露町、南限、晚稻
〃湖山町 〃	〃湖山町	〃湖山町	〃湖山町

卷之三

鳥取県告示第七百二十三号

昭和四十一年十二月二十日から昭和四十二年十二月十九日まで
建設省所管国有財産の次の土地は、昭和四十一年十二月十三日から用途
記載県告示第七百二十三号
既止した。

鳥取県告示第七百二十四号

建設省管国有財産の次の土地は、昭和四十一年十二月十三日から用途

場	所	面積(平方メートル)	用途
鳥取県知事	石 破 二 朗	三七・六七	水路敷
場	所	面 積	用 途
倉吉市字千人破戸一六八八番三地先	石 破 二 朗	八一・七八	道路敷
東伯郡羽合町大字上浅津字四ノ屋敷一五八番地 先から一六二番地先まで	平 方 メ ト ル 二五・七八	水 路 敷	

公安局員會規則

布する。

（鳥取県公安委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

米子市祇園町二丁目二七番九七地先	三七・六八	ク
八頭郡若桜町大字若桜字猿岩ノ下八〇一一番八地	一八・八〇	堤塘敷
八頭郡八東町大字北山字向大畔九〇番四地	七四・〇四	
	七八・八〇	道路敷
八九番三地	七五・八〇	
八九番四地	六七・八三	
九〇番五地	九一・五七	
字大坪田一二四番三地	三三・二六	
一二六番三地	九一・五七	
一二七番四地	三〇・一四	
一二五番二地	四・九二	
一二五番一地	二三・九六	水路敷
字山根二一九番二地	八四・〇三	

卷之三

タ伏野	タ伏野	タ伏野、御熊、小沢見、白兎、三津、内海中
タ布勢	タ布勢	タ布勢、岩吉、桂見、三山口、足山、里仁、良田、高住、徳尾、徳吉
タ吉岡温泉町	タ吉岡温泉町	タ吉岡温泉町、吉岡温泉町、洞谷、長柄、矢矯、妙徳寺、瀬田、藏、双六原、金沢、大畑
タ野坂	タ野坂	タ野坂、島、宮谷、大柄、野坂、下段、大塚、上原、尾崎、檍原、松上、上段、細見、河内
タ古海	タ古海	タ古海、安長、古海、菖蒲、北村、本高、中村、西今在家、有富、篠坂、高路
改め、同表の鳥取県郡家警察署の項中		
若桜町浅井	タ大字浅井	タ大字大炊、岸野、糸白見、根安、不香田、長砂、浅井
若桜町浅井	タ大字浅井	タ大字大炊、岸野、糸白見、根安、不香田、長砂、浅井、湯原、渕見、茗荷谷、春米
タ中井	タ大字中井	タ大字中井、本鹿、牛戸、神馬、小河内、湯谷、小畑、弓河内、北
若桜町渕見	タ大字渕見	若桜町のうち大字湯原、渕見、茗荷谷、春米
タ大字中井	タ中井	タ大字中井、本鹿、牛戸、神馬、小河内、湯谷、小畑、弓河内、北
改め、同表の鳥取県浜村警察署の項中		
タ宮	タ宮	タ宮
大方方	大方方	大方方
タ大宇	タ大宇	タ大宇乙亥正、岡木、中園、宮方、寺内、今市

改める。

附則

この規則は、昭和四十二年一月一日から施行する。

〃和田町〃	〃和田町	〃和田町	〃和田町
〃夜見町〃	〃夜見町	〃夜見町	〃夜見町、富益町の一部(通称新田、川上、川下、川中)
〃大崎〃	〃大崎	〃大崎	〃和田町、富益町の一部(通称下中、西中、南口、北口)
〃和田町〃	〃和田町	〃和田町	に、を

改め、同表の鳥取県米子警察署の項中

〃羽合町長瀬〃	〃羽合町大字長瀬	羽合町のうち大字長瀬、田後、水下、久留、上浅
〃橋津〃	〃大字長瀬	津光吉、大字橋津、上橋津、赤池、宇野、下浅津、南谷、
〃能竹〃	〃大字能竹	を
〃能竹〃	〃大字能竹	上中谷、大字能竹、下中谷、八金、中、東上、大木屋、
〃警察官派出所	〃大字法勝寺	上中谷
〃淀江〃	〃大字淀江	大字淀江、今津、中西尾、高井谷、稻吉、福岡
大山町上万	大山町大字上万	大山町のうち大字上万、稻光、平田、保田、安原、
大山町上万	大山町大字上万	富岡、妻木、莊田、長田
富益町	〃夜見町	大字淀江、今津、中西尾、高井谷、稻吉、福岡
〃富益町〃	〃大崎	大字淀江、今津、中西尾、高井谷、稻吉、福岡
〃富益町	〃夜見町	富岡、妻木、莊田、長田
〃富益町	〃大崎、霞津	大字淀江、今津、中西尾、高井谷、稻吉、福岡
〃富益町	〃夜見町	富岡、妻木、莊田、長田
〃富益町	〃夜見町	を
〃富益町	〃夜見町	に、を